

兵庫県公報

平成19年8月10日 金曜日 第1900号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部決定（自然環境課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○同 上（同）	3
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	3
○同 上（同）	4
○道路の供用開始（同）	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	5
公 告	
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	6
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	7
○特約業者の指定（税務課）	9
○大規模小売店舗の新設に関する届出（まちづくり課）	9
病院局辞令	
○松本 真一ほか	10
県議会議務局公告	
○随意契約の相手方等の公示	11
道路公社公告	
○播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の改築工事の開始の公告	11
○遠阪トンネル有料道路ほか3道路の料金（身体障害者に対する料金の割引）の変更の公告	11

告 示

兵庫県告示第840号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第7条第4項の規定により、氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部を次のとおり決定した。

なお、この公園事業の路線を表示した図面は、兵庫県庁、但馬県民局並びに養父市役所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成19年8月10日

兵庫県知事 井戸敏三

（公園事業とする施設の名称）

澗川・鉢伏山線道路（歩道）

（路 線）

起点—兵庫県養父市（氷ノ山越・歩道分岐点）

終点—兵庫県養父市（別宮・国定公園境界）

兵庫県告示第841号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任

の届出があった。

平成19年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

岡部川土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

青 木 和 三

青 木 康 文

岡 本 正 博

中 塚 正 和

高 瀬 正 和

岩 木 正 信

堀 越 薫

藤 原 久 弘

岡 本 正 義

岩 崎 龍 男

岡 本 成 夫

堀 田 隆 信

青 木 利 憲

岡 本 正 治

住 所

神崎郡市川町上牛尾631番地

同 郡同 町上牛尾624番地の 2

同 郡同 町下牛尾1225番地の 2

同 郡同 町下牛尾688番地

同 郡同 町上瀬加290番地

同 郡同 町上瀬加320番地

同 郡同 町上瀬加1684番地

同 郡同 町下瀬加532番地の 3

同 郡同 町下瀬加1167番地の 5

同 郡同 町下瀬加277番地の 3

同 郡同 町小畑2651番地の 2

同 郡同 町美佐293番地の 1

同 郡同 町上牛尾1252番地

同 郡同 町下牛尾2001番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

青 木 和 三

青 木 康 文

岡 本 正 博

森 口 幸 雄

高 瀬 正 和

岩 木 正 信

堀 越 薫

藤 原 久 弘

岡 本 正 義

岩 崎 龍 男

岡 本 成 夫

尾 崎 光 雄

青 木 利 憲

岡 本 正 治

住 所

神崎郡市川町上牛尾631番地

同 郡同 町上牛尾624番地の 2

同 郡同 町下牛尾1225番地の 2

同 郡同 町下牛尾102番地

同 郡同 町上瀬加290番地

同 郡同 町上瀬加320番地

同 郡同 町上瀬加1684番地

同 郡同 町下瀬加532番地の 3

同 郡同 町下瀬加1167番地の 5

同 郡同 町下瀬加277番地の 3

同 郡同 町小畑2651番地の 2

同 郡同 町鶴居36番地の 1

同 郡同 町上牛尾1252番地

同 郡同 町下牛尾2001番地

兵庫県告示第 842 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（1/500現況図作成）

2 作業期間

平成19年 7月19日から同年11月30日まで

3 作業地域

三木市加佐地内

兵庫県告示第 843 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年 8月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年 8月10日から 2 週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 十戸養父線	豊岡市日高町知見字犬神1062番から 同 市日高町知見字片角979番1まで	旧	3.0から 11.0まで	159.0	
		新	6.0から 21.0まで	159.0	

兵庫県告示第 844 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年 8月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年 8月10日から 2 週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養父朝来線	朝来市桑市字堂土117番1から 同 市物部字仁町田1660番1まで	旧	6.0から 10.0まで	324.0	
		新	10.0から 12.0まで	324.0	

兵庫県告示第 845 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年 8月10日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年 8月10日から 2 週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 十戸養父線	豊岡市日高町知見字前田1414番1から 同 市日高町知見字岩ヶ淵1094番まで	旧	3.0から 11.0まで	291.0	
		新	7.0から 21.0まで	291.0	

兵庫県告示第 846 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年 8月10日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年 8月10日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 8月10日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 岸田諸寄線	美方郡新温泉町内山字出合202番2から 同 郡同 町宮脇字油免478番3まで	旧	7.0から 21.0まで	101.0	
		新	10.0から 22.0まで	101.0	

兵庫県告示第 847 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成19年 8月10日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成19年 8月10日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 8月10日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域			
	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 阿万福良湊線	南あわじ市阿那賀字小磯1603番8から 同 市阿那賀字ミサゴ1583番3まで	11.0から 64.0まで	550.0	

兵庫県告示第 848 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年 8月10日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
城 の 本	朝 来 市		新 井	城 本	697番、698番、706番4、706番6から706番8、707番1の一部、708番、709番1から709番3、697番地先の道路敷の一部
				崎 山	64番の一部、66番、67番、755番、756番、760番1から760番8、761番、762番、766番2の一部、766番5から766番9、766番10の一部、766番11、64番から762番に至る地先の道路敷の一部
				神 谷	61番2の一部、61番3の一部、62番1の一部、62番2の一部、63番

兵庫県告示第 849 号

次の宅地建物取引業者の事務所所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申し出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成19年 8月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商 号 株式会社シンテック
 代表者氏名 竹 伸 二
 事務所所在地 神戸市中央区琴ノ緒町1-6-2
 免許番号 兵庫県知事(2)第010394号
 免許年月日 平成15年2月6日

2 処分の内容

免許の取消し

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年8月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年7月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アジア文化交流センター

イ 代表者の氏名 鮎良

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区天城通8丁目4番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日中両国及びアジア各国の学生・青年・教師等に対して、文化的・人的交流を通して互いの認識を深め、未来志向をもとに友好を強める交流に関する事業を行い、これらの活動を通して、アジア地域の平和構築に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年7月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人びゅう

イ 代表者の氏名 中島 紀子

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市東芦屋町1番5号タイニープラザ102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、国際的視野を持った人格の形成と家庭を支える家事の価値や実践の研究と活動を行うと共に、このような目的で活動する国内・国外の団体や個人の援助を行うことにより、一人ひとりの個性を伸ばし品格を高め、もってその感性と知恵を活かし、心豊かな家庭と社会の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年8月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年7月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人国際糖尿病教育学習研究所

イ 代表者の氏名 南部 征喜

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区磯辺通4丁目1番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、糖尿病の予防とケアの効率的分化を進める上での重要な役割を果たし、教育学習によるボランティア活動を通じて、患者の生活の質の改善、及び糖尿病のみならず、生活習慣病の予防、ケア、健康などに寄与すべく国民の健康増進の実施を目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年7月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人CSウオッチ

イ 代表者の氏名 鈴木 義一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区狩場台1丁目20番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、介護サービス事業者に対し、利用者のCS（カスタマーサティスファクション：顧客満足度）の視点にたち、介護サービスの質向上に関する事業を行い、利用者が満足する介護サービス提供に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年7月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人シンフォニー

イ 代表者の氏名 山崎 勲

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市北城内88番4号第2城内マンション106号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民に対し、自然環境と社会との調和と共生のまちづくりを推進する事業を行うことによって、そこに住み・働き・訪れる全ての者にとって魅力ある地域の創造に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成19年7月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人明石NPOセンター

イ 代表者の氏名 野村 明伯

ウ 主たる事務所の所在地 明石市本町2丁目10番2号兵和ビル2階

エ 定款に記載された目的

この法人は、老人福祉の増進とまちづくりの推進及び地域の安全活動を図るバリアフリーの生活居住空間改善支援事業、社会教育の推進を図る人材養成事業、国際協力活動への支援事業、男女共同参画社会の形成の促進を図るNPO法人の設立・運営に関する支援事業、経済活動の活性

化を図る活動及び職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動等さまざまな事業活動を通じて、市民及び市民活動団体の自立と発展を促し、同時にNPO・行政・企業との真摯にして対等なパートナーシップを結ぶことにより、誰もが真に自律的な生活空間を構築できるような市民社会の実現に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成19年7月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アミーゴ

イ 代表者の氏名 猪原 富士子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市小浜3丁目3番13号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者が住み慣れた地域において、家族、近隣の人たち等と共に生きるための生活支援や自立支援など、福祉に関する活動を行い、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成19年7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宅老所光明の家

イ 代表者の氏名 高橋 章子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市光明町29番29号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢或は障害をもっても、今までの生活・趣味などが継続できる社会が来ることを望み、在宅の要介護者に対して、デイサービス・介助者派遣・グループホーム等に関する事業を行い、社会及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成19年7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まちづくりステーションきらめき

イ 代表者の氏名 照屋 盛徳

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市北野5丁目1番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、21世紀を担う青少年及び一般市民に対して、文化、芸術、スポーツ及びレクリエーション活動を行う機会を提供することによって、青少年の健全な育成を図るとともに、市民が生涯、健康で明るい生活を、市民参加のもと、地域に根ざしたコミュニティの創造を図ることにより、誰もが、自分らしく輝いて生きることのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成19年7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人輝はすいけ

イ 代表者の氏名 北井 孝子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区西代通1丁目3番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、長田区を中心に居住する住民に対して、保健福祉の増進やまちづくりの推進、文化、スポーツの振興、環境保全、子育て支援等に関する事業を行い、高齢者や障害者、子ども等全ての人が安心して住み続けることができるまちづくりに寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成19年7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みちくさ

イ 代表者の氏名 平野 勝夫

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市八上内567番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、小規模通所授産施設の運営、小規模作業所の運営、精神保健福祉に関する情報提供、グループホームの運営に関する事業を行い、精神障害者の生活の増進に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成19年7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人キッズクラブぴよんぴよん

イ 代表者の氏名 泉谷 絵美里

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市金楽寺2丁目11番16号

エ 定款に記載された目的

この法人は、幼児・学童、保護者等子育てに取り組む人々に対して、幼児・学童の託児と保育及び各種教室開催、保護者の交流会と相談、チャイルドシッター養成、並びに子育て他団体とのネットワーク構築と地域交流に関する事業を行い、輝く笑顔を持った未来を担う子どもたちの健全な育成と元気に子育てをする人々を支える地域づくりに寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成19年7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人輝みかげ

イ 代表者の氏名 日野 花子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区御影石町2丁目20番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、東灘区住民に対して、子育て支援、高齢者支援等の福祉に関する事業を行い、安心で活力ある地域社会をめざして、すべての人にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

特約業者の指定

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第161条の3第1項の規定に基づき、次のとおり特約業者を指定した。

平成19年8月10日

兵庫県知事 井戸 敏三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
エース石油株式会社	丹波市山南町草部72-3	平成19年7月1日

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年8月10日

中播磨県民局長 原田 彰

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ジョーシン姫路延末店

所在地 姫路市延末字小山205番の1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 上新電機株式会社
代表者の氏名 土井 栄次
住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 上新電機株式会社
代表者の氏名 土井 栄次
住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年3月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,958平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
137台
 - (2) 駐輪場の収容台数
85台
 - (3) 荷さばき施設の面積
30平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
14.9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成19年7月20日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成19年8月10日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成19年12月10日
提出先 兵庫県中播磨県民局県土整備部まちづくり課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

病院局辞令

平成19年8月1日付

(県立がんセンター診療部放射線科部長)
松本 真一

県立加古川病院診療部放射線科部長に兼ねて補する

(病院局管理課主査)
安木 雅喜

病院局管理課制度企画係長に補する

(病院局管理課制度企画係長)

大西 信一郎

企業庁へ出向させる

県議会事務局公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成19年8月10日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 谷口 勝一

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
全世帯配布広報紙「ひょうご県議会だより」の制作、印刷及び配布一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県議会事務局調査課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年6月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社読売連合広告社神戸支社 神戸市中央区栄町通1丁目2番10号
- 5 随意契約に係る契約金額
38,341,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。

道路公社公告

兵庫県道路公社公告第80号

兵庫県道路公社において実施する播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の改築工事を次のとおり行うので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第22条第1項の規定に基づき公告する。

平成19年8月10日

兵庫県道路公社

理事長 原口和夫

- 1 路線名 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）
- 2 工事の区間 姫路市の形的形から朝来市和田山町加都まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成19年8月10日

兵庫県道路公社公告第81号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項又は第11条第4項の規定に基づき料金を徴収する遠阪トンネル有料道路ほか3道路の料金（身体障害者に対する料金の割引）を次のように変更し、平成19年9月1日から適用するので、道路整備特別措置法第25条第1項の規定に基づき公告する。

なお、平成15年兵庫県道路公社公告第67号（料金を徴収する道路の料金（身体障害者に対する料金の割引）の変更）は、平成19年8月31日限り、廃止する。

平成19年8月10日

兵庫県道路公社

理事長 原口和夫

1 適用道路名

遠阪トンネル有料道路、西宮北有料道路及び播但連絡有料道路並びに播但連絡有料道路（2期）

2 適用範囲及び割引率

(1) 遠阪トンネル有料道路

ア 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない市町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、兵庫県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車

(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、兵庫県道路公社が別に定めるもの

(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき兵庫県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、兵庫県道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、兵庫県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成18年10月25日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

イ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

注）兵庫県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引実施要領」（平成15年7月30日）をいう。

(2) 西宮北有料道路

ア 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない市町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、兵庫県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車

(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、兵庫県道路公社が別に定めるもの

(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年

9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき兵庫県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、兵庫県道路公社が別に定めるもの

イ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

注) 兵庫県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引実施要領」（平成15年7月30日）をいう。

(3) 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）

ア 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない市町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、兵庫県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手帳がなされた自動車

(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、兵庫県道路公社が別に定めるもの

(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき兵庫県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、兵庫県道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、兵庫県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカードと車載器をともに使用する場合に限る。

イ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

注) 兵庫県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引実施要領」（平成15年7月30日）をいう。